

d 払いオンライン決済利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

株式会社ユニヴァペイキャスト（以下、「UPC」といいます。）は、UPC が提携する株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供する d 払いオンライン決済サービス（以下、「本サービス」といいます。）を本規約に従って加盟店に対して提供します。

第2条（用語の定義）

本規約で使用する用語の解釈については、次の各号の定義に従うこととします。

- (1) 「d 払いオンライン決済」：利用者が、ドコモが提供するサイト（ドコモが利用者に対して商品等を販売又は提供するために運営・提供する Web サイト等をいいます。）又は加盟店サイト上で、ドコモ又は加盟店との間の取引の代金の支払いを、支払方法の中から選択して行うネット決済サービスをいいます。本規約においては、単に「d 払い」と表記します。
- (2) 「支払方法」：d 払いの利用に際し、利用者が選択することができる、請求代金又は請求代金に相当する額を支払う以下の方法（ドコモが別に定める「d 払いご利用規約」に定義するものと同義とします。）をいい、その詳細は UPC が定める方法とおりとします。
 - ①電話料金合算払いからの支払い
 - ②d カードからの支払い
 - ③d カード以外のクレジットカードからの支払い
 - ④d ポイント利用
 - ⑤d 払い残高からの支払い／d 払い残高利用
- (3) 「加盟希望者」：UPC との間で加盟店契約を締結することを希望する事業者をいいます。
- (4) 「加盟店契約」：本サービスの提供を受けるために、本規約に基づき加盟希望者と UPC との間で締結される契約をいいます。
- (5) 「加盟店」：本規約に基づき、本サービスの利用を申し込み、加盟店契約が成立した加盟希望者をいいます。
- (6) 「利用者」：商品等の代金又は対価の支払いのために、d 払いを利用する者をいいます。
- (7) 「加盟店サイト」：加盟店が利用者に対して商品等を販売又は提供し、又は第三者に商品等を販売又は提供させる（当該第三者の行為は、当該加盟店サイトを運営する加盟店の行為とみなします）ために運営・提供する Web サイト・アプリケーション等をいいます。
- (8) 「商品等」：加盟店サイト上にて、本サービスを利用して、加盟店が販売若しくは提供する商品若しくは役務、又は第三者が販売若しくは提供する商品若しくは役務をいいます。

(9)「請求代金」：売買契約等に基づき、利用者に対して請求権を有する代金又は対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。）をいいます。

(10)「売買契約等」：加盟店サイト上で利用者が締結した商品等の売買契約又は提供契約等をいいます。

(11)「売上情報」：商品等の売上日、請求代金等に関する情報をいいます。

(12)d 払い

「クレジットカード」：クレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号を含みます。）のうち、ドコモが指定するものをいいます。

(13)「クレジットカード払い」：ドコモが別に定める手続に従って利用者が登録したクレジットカードを、請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。

(14)「クレジットカード払い加盟店契約」：クレジットカード払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、提携クレジットカード会社とドコモ又は加盟店との間の契約をいいます。

(15)「提携クレジットカード会社」：自己が加盟又は提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号及び次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指すものとします。）に関する 募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモ又は加盟店との間でクレジットカード払い加盟店契約を締結した者をいいます。

(16)「提携会社」：提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織並びにドコモ又は加盟店がクレジットカード払いの機能を提供するのに際し、ドコモ又は、加盟店と提携クレジットカード会社若しくは提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織との間で、当該クレジットカード払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。

第3条（規約の変更）

UPC は、次の各号のいずれかに該当する場合は、加盟店へ UPC 及びドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1)本規約の変更が、加盟店の一般の利益に適合するとき。

(2)本規約の変更が、加盟店契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第2章 加盟店契約

第4条（加盟店契約の申込み）

加盟希望者は、加盟店契約を申込み場合、本規約に同意の上で、UPC 所定の申込書を UPC に提出することにより申し込むものとし、UPC が審査を行った上で当該申込みを承諾した時点をもって、当該加盟希望者との間で加盟店契約が成立するものとします。

第5条（加盟店契約の申込みの承諾）

1. UPC は、加盟希望者が次の各号のいずれかに定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。

(1)第11条（提供条件）第5項に定める接続条件を満たしていない場合。

(2)UPC に対する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがある場合。

(3)商品等が UPC の定める取扱禁止商材に該当する場合。

(4)UPC が技術上又は業務の遂行上支障があると判断した場合。

(5)過去に d 払いの利用を停止されたことがある場合、又は加盟店契約の解除を受けたことがある場合。

(6)その他 UPC 又は提携クレジットカード会社が不相当と判断した場合。

2. 加盟希望者は、加盟店契約の申込みにあたり、次の各号に定める事項に該当せず、また、加盟店契約の有効期間中も該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1)特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。以下同じとします。）に定められた禁止行為に該当する行為を行っている、又は直近 5 年間に同法による処分を受けていること。

(2)消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。以下同じとします。）において、消費者に取消権が発生する原因となっている行為を行っている、又は直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていること。

(3)特定商取引に関する法律に定められた連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、訪問販売又は電話勧誘販売を行っていること。

ただし、主として営業所での対面販売又は通信販売を行いつつ、訪問販売又は電話勧誘販売を従属的に行っている場合を除く。

第6条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、UPC に対し、次の各号に定める事項を保証するものとします。

(1)加盟店契約申込時の申請内容が真実であること。

(2)本規約に基づき、UPC と加盟店との間に加盟店契約を生じさせることにつき必要な一切の権限を有していること。

(3)前号に定めるほか、本規約に基づく自己の義務を履行し、又は権利を行使するために必要となる一切の権限をその他関連する第三者から取得していること。

2. 前項の事項に関して UPC と加盟店その他第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等（以下、総称して「紛争等」といいます。）が発生したときは、加盟店は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって紛争等を処理、解決するものとし、UPC を免責せしめるとともに UPC が被った損害を賠償するものとし、この場合、加盟店は、紛争等の対処方法及び解決方法の決定において UPC と事前に合意の上で対応にあたるものとし、その進捗状況を UPC に連絡するものとし、

第7条（加盟店契約への申込に必要な事項）

加盟希望者は本規約に同意した上で、加盟店契約の申込みをするものとし、この場合、加盟希望者は自己の氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他 UPC 所定の情報を、UPC が別に定める書面にて UPC に届け出るものとし、

第8条（加盟店が扱う取扱商品等）

加盟店は、d 払いを利用可能とすることを希望する商品又は役務（以下、総称して取扱希望商品等」といいます。）について、UPC が承認した審査基準に基づき加盟店として適切であること及び商品等として適切であること保証するものとし、

第9条（変更の届出）

1. 加盟店は、自己の氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他 UPC への届出内容に変更があった場合は、速やかに UPC に届け出るものとし、なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、UPC に届出がないときは、本規約に定める UPC からの通知については、UPC が届出を受けている氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2. 加盟店は、前項の届出を行った場合において UPC が要請するときは、当該届出に係る変更の事実を証明する書類を提出しなければならないものとし、

第10条（電子メールによる通知）

1. UPC は、本規約で別に定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知を、加盟店があらかじめ UPC に届出たメールアドレス宛に電子メール（以下、「通知メール」といいます。）もしくは、その他 UPC が適切と判断する手段により通知するものとし、

2. 前項に基づき通知された通知メールは、UPC の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。

3. UPC から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちに UPC に連絡するものとし、

第11条（提供条件）

1. 本サービスを提供することが可能な地域及び本サービスの提供条件等については UPC の定めるところによります。なお、加盟店は、本サービスの利用にあたり、UPC が定める当該方法を遵守するものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約に関する関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又はこれらを受けるおそれのある行為をしないものとします。また、UPC 又は提携会社が関連法令等を遵守するために必要な場合には、UPC の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。
3. UPC が本規約の規定に違反している又は本サービスの適切な運営のために必要であると判断し、本サービスの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、加盟店は、その指示に従い、直ちに適切な措置を取るとともに、直ちに適切な措置を取るものとします。
4. UPC が、本規約の規定の遵守を確認するために又は本サービスの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、調査への協力、報告又はデータ・文書等の提出を求めた場合には、加盟店は速やかにこれに応じるものとします。
5. 加盟店は、自己の責任と費用において、本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行うものとし、UPC が定める方法その他ドコモの定める条件（以下、「接続条件」といいます。）に基づき接続するものとします。
6. UPC は、加盟店に対し 30 日の予告期間において、UPC が適当と判断する方法で通知又は周知の上で接続条件を変更することができ、加盟店はこれに従うものとします。

第 12 条（接続条件）

1. 加盟店は、UPC が別に定める日までに、UPC が指定の接続条件を満たしていること（以下、「接続条件」といいます。）を本サービス提供の前提条件とします。
2. UPC は、接続条件を満たさないと判断した場合には、加盟店に対して本サービスを提供しないことについて、加盟店はあらかじめ同意するものとします。
3. 接続条件を満たすにあたり生じる費用は、加盟店が自らに生じた費用を負担するものとします。

第 13 条（クレジットカード払い）

1. 加盟店は、別紙に掲げる各提携クレジットカード会社所定の規約等（以下、「提携クレジットカード会社規約」といいます。）に基づくクレジットカード払い加盟店契約を締結するために必要な権限及びクレジットカード払いのために必要な一切の権限を UPC に委任するものとします。この場合、提携クレジットカード会社と加盟店との間におけるクレジットカード払い加盟店契約は、第 4 条（加盟店契約の申込み）又は第 5 条（加盟店契約の申込みの承諾）第 1 項及び第 2 項で定める UPC の承諾をもって成立するものとします。

2. 加盟店は、別紙のうちいずれの提携クレジットカード会社とクレジットカード払い加盟店契約が成立したのかについては、UPC に問い合わせることにより知ることができること、クレジットカード払いについては、本規約の他、提携クレジットカード会社規約の定めに従って提供されることについて、承諾するものとします。なお、クレジットカード払いについて、本規約と提携クレジットカード会社規約の間に矛盾がある場合は、提携クレジットカード会社規約が優先して適用されるものとします。

3. 前二項にかかわらず、加盟店はクレジットカード払い加盟店契約について、UPC のみはその契約当事者となる場合があることを確認します。

4. 加盟店は、UPC がクレジットカード払いを提供するにあたり、加盟店が UPC に提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

5. 加盟店は、利用者がクレジットカード払いを利用して購入又は提供の申込みを行った商品等について、次の各号に定める事項を行うことを確約するものとします。

(1)商品等の発送時において、商品の名称、数量、請求代金の額（送料、消費税相当額を含むものとし、以下本項において同じとします。）及び請求代金に相当する金額の支払方法等その他割賦販売法（昭和 36 年 7 月 1 日法律第 159 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。）第 30 条の 2 の 3 第 5 項に定める事項等を記載した書面（電磁的方法を含みます。）を利用者に交付すること。

(2)商品等の発送に際して発送簿を整備し、各申込書等に発送済みである旨を注記するとともに、運送機関より荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領し、7 年間これを整然と保管すること。

(3)商品等の送付先については、原則として利用者の住所地とし、利用者の住所地以外の場所等、受領確認が不明確となるおそれのある場所への送付が指定された場合、これに起因して発生した一切の紛争について、加盟店の費用と責任において解決すること。

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 15 条（契約上の地位の承継）

加盟店の合併又は会社分割等法定の原因に基づき自己の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者から UPC に対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届け出るものとします。

第 16 条（加盟店契約の解約）

1. 加盟店は、UPC に対して加盟店契約の解約を希望する日の 30 日前までに UPC 所定の

解約申込書を UPC に提出することにより、加盟店契約を解約できるものとします。

2. UPC は、加盟店契約の解約を希望する日の 30 日前までに UPC 所定の解約通知書を加盟店に対して送付することにより、加盟店契約を解約できるものとします。

3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、加盟店は、加盟店契約に基づき生じた UPC に対する債務を、UPC が指定する期日までに履行するものとします。

第 17 条 (UPC が行う加盟店契約の解除)

1. UPC は、加盟店が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は第 19 条 (本サービスの停止) 第 1 項各号のいずれかに該当したことにより d 払いの提供が停止された場合において、10 日程度の相当期間を定めて加盟店に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. UPC は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(1)本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき。

(2)本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後加盟店において違反を是正しても本サービスを継続提供することが困難であると UPC 及びドコモが判断したとき。

(3)商品等について、苦情が多発したとき。

(4)商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関から UPC に解約、変更その他の要請があったとき。

(5)UPC への届出内容が事実と反していることが判明したとき。

(6)社会通念上不相当と認められる態様において本サービスを利用していると UPC 若しくはドコモが判断したとき。

(7)本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。

(8)支払停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。

(9)加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると UPC 若しくはドコモが判断したとき。

(10)UPC に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。

(11)その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

3. 本条第 1 項又は前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、加盟店は、加盟店契約に基づき生じた UPC に対する債務を、UPC が指定する期日までに履行するものとしま

す。

第3章 本サービスの提供中止及び提供停止等

第18条（提供中止）

1. UPC は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1)本サービスの保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2)本サービスの障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3)電気通信サービスの停止等により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
- (4)提携クレジットカード会社等の指示があったとき。
- (5)その他 UPC もしくはドコモが本サービスの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき。

2. UPC は、前項に基づき本サービスの提供が中止されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3. UPC は、第1項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨を UPC が適当と判断する方法で加盟店に対して当該中止を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第19条（本サービスの停止）

1. UPC は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1)接続条件を満たさないとき。
- (2)本規約の規定に違反したとき。
- (3)第17条（UPC が行う加盟店契約の解除）第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4)6 か月以上継続して本サービスの利用の事実がないとき。
- (5)第21条（取扱商品等）第6項に定める商品等の確認の結果、商品等について UPC が不相当と判断したとき。
- (6)その他 UPC の業務の遂行上支障があると UPC が認めたとき。

2. UPC は、前項の規定にかかわらず、加盟店に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、UPC が前項の措置を取ること、又は第17条（UPC が行う加盟店契約の解除）に基づき加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。

3. UPC は、第1項に基づき本サービスの提供を停止されたことにより加盟店、利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. UPC は、第1項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合は、あ

らかじめその旨を UPC が適当と判断する方法で加盟店に対して当該停止を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第20条（サービスの廃止）

1. UPC は、都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
2. UPC は、前項に基づき本サービスを廃止したことにより加盟店、利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. UPC は、第1項の規定により、の全部又は一部を廃止するときは、加盟店に対して廃止する日の60日前までに書面によりその旨を通知するものとします。

第4章 d 払いの提供

第21条（取扱商品等）

1. 加盟店は、自らが本サービスを利用して商品等を販売又は提供するときは、その種別について、自らが本サービスの利用を開始する日の45日前までに、UPC が別に定める書面にて UPC に届出を行い UPC の承諾を得るものとします。
2. 加盟店は、UPC の定める取扱禁止商材を取り扱わないものとします。
3. 加盟店は、自ら本サービスを利用して、旅行商品、酒類など販売又は提供にあたって官公庁の許認可等を得るべき商品等（以下、「許認可商品」といいます。）を販売又は提供する場合は、当該取扱いを開始する日の45日前までに、許認可等の取得を証明する関連書類を UPC に提出するものとします。なお、加盟店が当該許認可等の取消処分等を受け、許認可商品を取り扱うことができなくなった場合、加盟店は直ちに UPC へ書面により通知し、本サービスを利用して当該許認可商品を販売又は提供しないものとします。
4. UPC は、加盟店が本サービスの利用を開始した後も随時商品等の確認を行うことができるものとし、UPC が不相当と判断したときは、いつでも本サービスの提供を停止することができるものとします。ただし、UPC は、商品等について、事前・事後を問わず、積極的にその内容等の審査を行うことを保証するものではなく、本サービスの提供停止その他の措置に関し、何らの義務や責任も負担するものではありません。
5. 加盟店は、UPC が売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。
6. 加盟店は、UPC が商品等を不相当と判断した場合は、UPC の指示に従い、当該商品等の取り扱いを中止するなどの必要な措置を講じなければならないものとします。

第22条（商品等の保証）

1. 加盟店は、商品等について UPC の定める方法の全てを遵守していることを UPC に対

して保証するものとします。

2. UPC は、商品等について一切の責任を負わないものとします。

3. 加盟店は、売買契約等の債務不履行、商品等の契約不適合、第三者の権利侵害その他の理由により、UPC と利用者その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。

4. 前項にかかわらず、UPC は、前項に定める紛争について自ら解決することができるものとし、この場合、次項の規定により、加盟店にその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。

5. UPC が本条に定める利用者その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合、加盟店は、その一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第23条（事前承認の義務）

1. 加盟店は、利用者から自らに対してd払いの利用の申込みがあった場合、UPC に対して事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。万一、加盟店が UPC の承認を得ないで利用者に d 払いを利用させた場合、加盟店は、d 払いを利用した売買契約等にかかる全ての請求代金についての一切の責任を負うものとします。

2. 前項の UPC の承認は、当該 d 払いの利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。

第24条（利用者との売買契約等の締結）

1. 売買契約等の締結は、加盟店と利用者との間で行うものとして、UPC は一切関与しないものとします。

2. 加盟店は、自らの責任において、利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有することを確認の上、利用者との締結するものとします。

3. 加盟店は、利用者との締結する売買契約等を次の各号の条件を満たす内容にします。

(1) 売買契約等の請求代金の金額が、UPC が別に定める基準を満たしていること。

(2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと。

(3) 公序良俗に反しないこと。

4. 加盟店は、電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（平成13年法律第95号を指すものとし、改定後の内容を含みます。）第3条ただし書きに規定する申込み又は承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じるものとします。

5. 加盟店は、利用者が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、本サービスを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことがあることを承諾するものとします。

(1)i モードパスワード、sp モードパスワード、ネットワーク暗証番号又は d アカウント等ドコモが指定する認証番号の入力が必要な場合は、それらを正しく入力していること。

(2)ドコモが別に定める「d 払いご利用規約」等に定める d 払いの利用条件を満たしていること。

(3)UPC の定める利用限度額を超過していないこと。

(4)ドコモに対する金銭債務について、2 か月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること。

6. 加盟店は、利用者が売買契約等の締結を申し込んだ場合において、すみやかに商品等の引渡し又は提供をしない場合には、利用者に対し、申込みについての承諾の有無を通知するものとします。

第 2 5 条 (利用規約の制定義務)

1. 加盟店は、UPC が要求する場合は、本サービスを利用して商品等を販売又は提供するにあたり、売買契約等にかかる契約条件を規定した利用規約を定め、加盟店サイトにおいて公衆の閲覧に供するものとします。加盟店は、当該利用規約にドコモが別途定める内容を規定しなければならないものとします。

2. 加盟店は、前項に基づき制定した利用規約を UPC に書面等で提出するものとし、利用規約の内容を変更する場合は、変更の 1 か月前までに UPC に書面等により通知し、その承諾を求めるものとします。

3. 前項により UPC が受領した利用規約について、UPC は当該利用規約の妥当性その他内容について確認する義務を負うものではなく、UPC による承諾は、当該利用規約について何ら同意・承認することを意味するものではなく、また一切保証するものでもありません。

第 2 6 条 (特定情報、信用状態、同一性等の無保証)

加盟店は、自らの責任において、利用者の住所、氏名その他利用者を特定するための情報、利用者の信用状態その他加盟店が利用者を取引するために必要となる事実等（以下、総称して「確認事項」といいます。）について確認するものとします。UPC は、確認事項の確認について何らの義務を負わず、不正利用等により加盟店が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとします。また、本条に基づく確認を加盟店が怠った場合又は確認がなされたにもかかわらず当該確認事項と事実が異なったこと（本人による真正な利用と認められなかった場合その他不正利用を含みます。）等により、UPC 若しくはドコモに損害、損失及び費用等が生じた場合は、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。

第 2 7 条 (個人情報の取扱い)

加盟店は、加盟店の顧客でありかつ利用者である個人に関する情報であって、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスその他個人を識別することができる情報及び加盟店と利用者との間で行った取引に関する一切の情報（以下総称して、「個人情報」といいます。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。）その他関係法令を遵守するとともに、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

(1)個人情報の収集は、商品等の販売又は提供をする上で必要な範囲内で且つ収集目的の利用者に通知した上で行うものとし、個人情報の利用はその収集目的の達成に必要な範囲内においてこれを行うものとする。

(2)加盟店が収集した個人情報は、善良なる管理者の注意をもって適切に管理及び保管するものとし、利用者の承諾なしに又は法令上の根拠なく第三者に提供、開示、漏洩しないこと。

第 28 条（契約者情報の扱い）

加盟店は、UPC から、UPC が保有する利用者の氏名、住所、携帯電話番号その他の一切の情報の提供を受けられないことを承諾するものとします。ただし、UPC が利用者の同意に基づき当該情報の提供を認めた場合は、この限りではありません。

第 29 条（広告方法、内容等）

1. 加盟店は、商品等の販売又は提供にかかる請求代金の決済に d 払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告を含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。

(1)特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。）、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。以下同じとします。）その他関係法令に違反しないこと。

(2)虚偽、誇大な表現などにより利用者に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。

(3)サービス、メニュー又はサイトの名称、提供者名、連絡先、利用にかかる料金その他のドコモが指定する事項をはっきりと読み取れる文字で記載しなければならないこと。

(4)加盟店サイトをドコモが提供又は保証しているとの誤解を招く表現を使用してはならないこと。

(5)販売又は提供する商品等について、利用者にあたかもドコモが販売、提供又は保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。

(6)公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用

してはならないこと。

(7)公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体及び異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。

(8)公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。

(9)電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。

(10)違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。

(11)利用者に商品等の購入・利用の意思がないまま d 払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。

2. 加盟店は、利用者の承諾なく利用者に対し、d 払いが利用できる旨の電子メールによる広告を行ってはならないものとします。

3. 加盟店は、商品等の販売又は提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないものとします。また、加盟店は、その手段の如何を問わず、利用者に対し、現金等を得る目的で d 払いを利用することを勧奨し、又は第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第30条（サービス名称等の利用）

加盟店は、d 払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d 払いサービス表記ガイドライン」に従うものとします。

第31条（苦情対応等）

1. 加盟店は、d 払いの利用及び商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。なお、d 払いのサービス内容等、UPC 若しくはドコモが決定する事項に関する紛議等については UPC 若しくはドコモが対応するものとします（本条において以下同様とします。）。

2. UPC が利用者等から d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、加盟店は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。

3. 加盟店は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、消費者保護の観点等から、可能な限り顧客の利益が最大（不利益が最小）となる解決を図るよう努めるものとします。

4. 加盟店は、d 払いの利用及び商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設

しなければならないものとします。

5. 加盟店は、UPC が利用者等から d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、UPC 若しくはドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

第32条（差別的扱いの禁止）

加盟店は、d 払いを利用して加盟店の商品等の購入又は提供の申込みを行った利用者に対し、現金払いや他の決済手段の利用を要求すること、現金払いやその他の決済手段により請求代金の支払いをする者と異なる金額を設定すること、又は d 払いの利用の対価を請求することなど利用者に不利となる差別的扱いをしてはならないものとします。

第33条（取引情報の保持）

加盟店は、d 払いを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、UPC が当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。

第34条（取引の安全性）

1. 加盟店は、利用者の取引の安全を確保するために、商品等に応じて取引情報の暗号化など適切な安全措置を講じなければならないものとします。

2. UPC は、d 払いの円滑な提供と利用者の取引の安全を確保するために、加盟店に対して安全対策の実施について必要な助言等を行うことができるものとし、加盟店は、当該助言等を可能な限り受け入れるものとし、自己の責任で適切な安全措置を講じるものとします。

3. UPC は、前項の助言等に基づき加盟店が講じる如何なる暗号化などの措置についても、その安全性に関し何らの保証を行うものではなく、UPC の責に帰すべき事由以外は一切責任を負わないものとします。

第35条（加盟店サイトの保証）

1. 加盟店は、加盟店サイトにおいて配信する情報（以下、「コンテンツ」といいます。）について、次の各号に定める事項を保証するものとします。

(1)第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと。

(2)第三者の名誉を毀損せず、プライバシーを侵害しないこと。

(3)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを含んでいないこと。

(4)犯罪を構成しないこと。

(5)公序良俗に違反しないこと。

(6)その他の法令等に違反しないこと。

2. 加盟店は、加盟店サイト上にリンクを設定する場合には、当該リンク先の情報についても前項に定める事項を保証するものとします。

3. 加盟店は、加盟店サイト上に設定されたリンク先が法令、公序良俗に反している等 UPC 若しくはドコモが不相当と認め、これを通知した場合は速やかに削除するものとします。

4. 加盟店は、加盟店サイトの名称若しくはコンテンツ又は加盟店サイト上で販売、提供するサービス若しくは商品について、第三者の権利を侵害したとして UPC 若しくはドコモと第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。

5. UPC が、加盟店サイトの名称若しくはコンテンツ又は加盟店サイト上で販売、提供されるサービス若しくは商品に関して、第三者との紛争により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第36条（売上情報の送信）

1. 加盟店は、UPC が定める方法に従い、売上情報を UPC に送信するものとします。

2. 前項に基づき送信された売上情報は、コンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。

3. 加盟店は、UPC に送信した売上情報に誤りを発見した場合、UPC に対して直ちに UPC が定める方法に従い、取消の通知（以下、「売上情報取消通知」といいます。）をするものとします。売上情報取消通知は、コンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。

4. 送信された売上情報がデータ化け等により読み出し不能な場合、UPC は、加盟店に対して速やかに通知するものとし、当該通知がなされた場合、UPC と加盟店との間で別途協議の上、必要な措置を講じるものとします。

第37条（請求代金の立替払等）

1. UPC は、加盟店に対し、加盟店に代わって提携クレジットカード会社から受領した金銭を支払い（UPC が別途認めた場合は、UPC が加盟店に対して立替払い又は請求代金債権を譲り受けることを通じて当該金銭を支払います。）又は立替払い若しくは請求代金債権を譲り受けることにより、請求代金に係る金銭又は請求代金相当額の債権譲渡代金に係る金銭を支払うものとします（これらの UPC が加盟店に対して支払う金銭を、以下、「立替金等」といいます。）。

2. 前項の立替金等の支払い（以下、「立替払等」といいます。）は、売上情報が UPC に到達し、UPC の所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、UPC が別に認めた場合

は、この限りではありません。なお、UPC は、当該処理が完了しなかった請求代金については立替払等をしないものとします。

3. 加盟店は、請求代金に係る債権及び UPC に対する立替金等の支払請求権を第三者に譲渡し、又は立て替えて支払わせることはできないものとします。

4. 加盟店は、本規約に別段の定めがある場合その他 UPC が別途認める場合を除き、請求代金を利用者に対して請求し、又は受領してはならないほか、UPC が立替払等により取得した債権を回収するために必要な一切の手續に UPC の指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限を UPC に対して授与するものとします。

第38条（返品等）

1. 加盟店は、利用者に販売又は提供する全ての商品等について、商品等の到着から一定の期間においては商品等の返品又は交換を受け付けるものとし、その取引時点においてその旨を明記するものとします。ただし、商品等の特性を鑑みて返品又は交換を受け付けない場合は、UPC 所定の方法によりあらかじめ UPC の承認を受けるものとし、UPC の承認を得た場合は、取引時点において返品又は交換を受け付けない旨を明記するものとします。

2. 加盟店は、売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等が返品された日を基準日として取引の取消しを受け付け、UPC 所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、「取消情報」といいます。）を UPC が定める送付期限までに UPC に対して送付し、当該請求代金を立替払等の対象外とするものとします。

3. 加盟店は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちに UPC が指定する方法により返還するものとします。ただし、この場合において UPC は、翌月以降の加盟店に対する立替金等から当該取消しにかかる立替金等を差し引くことができるものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。

第39条（商品の所有権）

1. d 払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等が UPC から加盟店に支払われたときに UPC に移転するものとします。ただし、第38条（返品等）の定めに従って取消情報が UPC に送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、前条に基づき当該立替金等が UPC に返還されたときに、加盟店に戻るものとします。

2. 商品の所有権が加盟店に属する場合でも、UPC が必要と認めたときは、加盟店に代わって商品を回収することができます。

第40条（請求代金の立替払等の解除等）

1. UPC は、立替払等の対象として確定した請求代金について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、これを立替払等の対象外とすることができるものとします。

- (1) 売上情報が正当なものでないとき。
- (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき。
- (3) 売上情報送付期限を経過して売上情報が UPC に送付されたとき。
- (4) UPC の承認を得ず、d 払いを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき。
- (5) 利用者より自己の利用によるものではない旨の申出が UPC 若しくはドコモに対してなされたとき。
- (6) 利用者より加盟店に対する抗弁を UPC 若しくはドコモに対して主張されたとき。
- (7) 加盟店が利用者との間の売買契約等に違反したとき。
- (8) 利用者との紛議が解決されないとき
- (9) 請求代金に係る債権又は UPC に対する立替金等の支払請求権を第三者に譲渡したとき
- (10) 提携会社が、正当な理由により UPC からの請求代金債権の譲渡につき拒否し又は異議を唱えたとき。
- (11) その他本規約に違反して d 払いが利用されたとき。

2. UPC は、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

UPC は、調査開始日から 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとします。この場合、加盟店は、UPC 若しくはドコモによる調査に協力するものとします。

3. 本条第 1 項各号又は前項のいずれかに該当した場合、UPC は加盟店に対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、加盟店は、第 38 条（返品等）第 3 項に従い、UPC に対して、当該立替金等を返還するものとします。

第 4 1 条（差押えの場合）

加盟店が UPC に対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、UPC は、所定の手続に従って処理するものとし、当該手続による限り、加盟店に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第 4 2 条（料率及び支払い）

1. 加盟店は、UPC の定める期間中に立替払等の対象として確定した支払方法毎の請求代金の合計額（当該期間より前に立替払等の対象として確定した支払方法毎の請求代金で、当該期間中に立替払等の対象外となった請求代金があるときは、当該対象外となった請求代金の合計額を減じて得た額とし、第 2 項において同じとします。）に、UPC が定める料率 d 払いを乗じた金銭（以下、「手数料」といいます。）を、UPC を通じてドコモに支払

うものとしします。

2. ドコモの加盟店に対する立替金等の支払いは、前項の手数料と相殺して行うものとし、UPC の定める期間中に立替払等の対象として確定した全ての支払方法毎の請求代金の金額から、これに対応する手数料を差し引いて得た額（以下、「対象金額」といいます。）の合計額を、UPC の定める支払日に、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとしします。ただし、UPC が別に認めた場合は、この限りではありません。なお、UPC の加盟店に対する立替金等の支払債務については、前記加盟店指定の金融機関口座への振り込みをもって履行が完了するものとしします。

3. UPC は、手数料にかかる料率の変更を行う場合は、30 日の予告期間をおいて、変更後の手数料の料率を UPC が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の料率が適用されるものとしします。

第43条（業務の委託）

1. 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとしします。

2. 前項の規定にかかわらず、UPC が事前に書面で承諾した場合には、加盟店は第三者に業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

3. 前項の規定により、UPC が業務の委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定める全ての義務及び責任について免れないものとしします。また、当該委託を受けた第三者が委託業務に関連して提携クレジットカード会社、提携会社又は UPC に損害を与えた場合、加盟店は当該第三者と連帯して提携クレジットカード会社、提携会社又は UPC に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

4. 加盟店は、業務を委託する第三者を変更する場合にも、事前に UPC にその旨を通知し、UPC の承諾を得るものとする。

第44条（相殺）

UPC は、加盟店に対して支払義務を負う立替金等と、UPC が加盟店に対して有する支払期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとしします。

第5章 雑則

第45条（契約終了時等の措置）

1. 加盟店契約が解約、解除等により終了した場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、UPC は、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について加盟店に対する立替払等を行うことができるものとしします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを加盟店に通知した場合は、この限りではありません。

2. 加盟店契約が解約、解除等により終了する場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされる場合、加盟店は、自己の費用と責任により利用者に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。

3. 加盟店契約が解約、解除等により終了した場合でも、第 6 条（加盟店の義務）、第 14 条（権利義務の譲渡禁止）、第 21 条（取扱商品等）第 5 項、第 22 条（商品等の保証）第 2 項乃至第 5 項、第 24 条（利用者との売買契約等の締結）第 1 項、第 27 条（個人情報の取扱い）、第 31 条（苦情対応等）、第 33 条（取引情報の保持）、第 40 条（請求代金の立替払等の解除等）、第 44 条（相殺）、本条（契約終了時等の措置）、第 46 条（損害賠償）、第 47 条（免責）、第 48 条（秘密保持）、第 49 条（秘密情報の保管及び複製等の禁止）、第 51 条（加盟店情報の取得・保有・利用）、第 52 条（契約終了後の加盟店情報等の利用）、第 53 条（ID 等の管理等）、第 55 条（特約）及び第 56 条（準拠法及び合意管轄）の各規定は、効力を有するものとします。

第 46 条（損害賠償）

加盟店は、本規約の違反、その他 d 払いの利用に関連して UPC 又は第三者に損害を及ぼした場合、UPC 又は第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織の規則等により直接又は間接的に UPC が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。

第 47 条（免責）

1. UPC は、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d 払いに関して加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

2. UPC は、d 払いの内容の変更、d 払いの全部若しくは一部の廃止、又は加盟店契約の解除等に伴い、加盟店に生じる費用負担又は損害について一切の責任を負わないものとします。

第 48 条（秘密保持）

1. 加盟店は、UPC の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約に関して、又は d 払いを通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を d 払いの利用その他加盟店契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が次の各号のいずれかに該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。

(1)開示され又は知得する以前に公知であった情報

(2)開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報

(3)開示され又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報

(4)開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報

(5)開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

3. 加盟店は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後を含みます。）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

第49条（秘密情報の保管及び複製等の禁止）

1. 加盟店は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものを含みます。）及びそれらの複製物（以下、「秘密書類」といいます。）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. 加盟店は、事前に UPC の書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。

3. 加盟店は、加盟店契約が終了し、又は解除されたときは、すみやかに UPC の指示に従い、すべての秘密書類を UPC に返還し、又は破棄するものとします。

第50条（加盟店名簿への掲載）

加盟店は、ドコモが別に作成し公開する「d 払いの加盟店名簿等」に名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品、役務などを掲載することを承諾するものとします。

第51条（加盟店情報の取得・保有・利用）

加盟店（代表者個人を含み、以下本条及び次条において同じとします。ただし、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除きます。）は、加盟審査、審査後の加盟店管理及びクレジットカード払いにおけるクレジットカードによる決済の継続可否に係る審査、又はクレジットカード払いに関するドコモ及び／又は提携会社の業務のために、加盟店に係る次の各号に定める情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます。）をドコモ及び提携会社がそれぞれ取得し、ドコモ及び提携会社がそれぞれ適当と認める保護措置を講じた上、両者で相互に提供しドコモ及び提携会社がこれを保有・利用することに同意するものとします。

(1)商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の情報（氏名、性別、住所、生年月日）等、加盟店が届出た情報

(2)d 払い利用申込日、加盟店契約の成立日、加盟店契約の終了日並びに加盟店による商品等の販売又は提供における d 払いの利用に関する情報（ただし、利用者が請求代金に相

当する金額の支払方法としてクレジットカード払いを選択したものに限ります。)

(3) 提携クレジットカード会社が取得した加盟店のクレジットカード利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報

(4) 営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報

(5) ドコモ及び提携クレジットカード会社が加盟店又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した、加盟店に係る登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報

(6) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報

(7) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した情報及び当該内容についてドコモ及び提携クレジットカード会社が独自に調査して得た情報

(8) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立てその他の信用情報

第52条（契約終了後の加盟店情報等の利用）

加盟店は、UPC、ドコモ及び提携会社が、加盟店契約終了後も自己の業務上必要な範囲で、法令等並びにドコモ及び提携会社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第53条（ID等の管理等）

1. 加盟店は、UPCから加盟店に対して交付するd払い本サービスに関するID及びパスワード（以下、総称して「ID等」といいます。）を、自己の費用と責任において厳重に管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

2. 加盟店は、ID等の管理不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等に起因して、加盟店又は利用者その他の第三者が被った一切の損害の責任は加盟店が負うものとし、UPCは一切責任を負わないものとします。

3. 加盟店は、ID等を第三者に知られた場合、又は第三者によって不正に使用されている疑いのある場合には、直ちにUPCにその旨を連絡するとともに、UPCの指示がある場合にはこれに従うものとします。

4. 加盟店は、ID等のうちパスワードを定期的に変更するものとします。なお、当該変更を怠ったことに起因して、加盟店又は利用者その他の第三者に損害が発生したとしても、その損害の責任は加盟店が負うものとし、UPCは一切責任を負わないものとします。

第54条（反社会的勢力の排除）

1. UPCは、加盟店に対して、また、加盟店はUPCに対して、それぞれ次の各号について表明し、保証するものとします。

(1) 自らの役員又は従業員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ

又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）の構成員（暴力団準構成員など実質的に関与している者等を含みます）がいないこと。

(2)自らの役員又は従業員に暴力団の構成員でなくなった時から5年が経過しない者がいないこと。

(3)反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。

(4)自らの取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等を含みます。）が存在しないこと（ただし、ドコモにおける電気通信サービス（携帯端末の機能を利用して提供される各種サービス、及び割賦販売・信用購入あっせん等を含みます。）に係る取引及び加盟店におけるd払いに係る取引はこの限りではないものとします。）。

(5)反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、自らが反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。

(6)自らの役員又は従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. UPC は、加盟店に対して、加盟店は UPC に対して、それぞれ自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)脅迫的な言動又は暴力行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為

(4)相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. UPC 及び加盟店は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、加盟店契約を解除することができるものとし、かかる加盟店契約の解除により、相手方に損害が生じた場合でもその賠償責任を負わないものとします。

第55条（特約）

UPC は、加盟店と協議の上、d 払いの内容、立替金等の支払方法等について特約を書面にて締結することができます。UPC と加盟店との間で特約を締結した場合、加盟店は、本規約とともに特約を遵守するものとします。ただし、特約と本規約が競合する場合は、特約の内容を優先するものとします。

第56条（準拠法及び合意管轄）

本規約に基づく契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第57条（協議事項）

本規約に定める事項の解釈について疑義を生じたときは、UPC 及び加盟店が協議の上で解決するものとします。

附則

本規約は、2024年3月1日から実施します。

■提携クレジットカード会社規約■

提携クレジットカード会社規約は、各提携クレジットカード会社欄に記載の URL の配下のインターネットウェブサイトに掲載されます。なお、提携クレジットカード会社が URL 又は提携クレジットカード会社規約を変更した場合は、変更後の URL 又は提携クレジットカード会社規約とします。

■提携クレジットカード会社規約一覧

1. 株式会社ジェーシービー（JCB 通信販売加盟店規約）

<https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/tushin_kameiten0705_03.pdf>

2. トヨタファイナンス株式会社（加盟店規約（通販電商））

<https://www8.ts3card.com/top/img_member_store/agree_member_online.pdf>

3. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（アメリカン・エクスプレス 店子販売店規約）

<<https://www.americanexpress.com/jp/merchant/b2b-terms-and-conditions.html>>